

第2期隠岐の島町総合保健福祉計画策定支援業務 公募型プロポーザル審査結果報告書

第2期隠岐の島町総合保健福祉計画を策定するにあたり、策定支援業務を委託するにふさわしい適正を備えた提案者を選定するための公募型プロポーザルを行った結果を以下のとおり報告します。

令和7年7月4日

第2期隠岐の島町総合保健福祉計画策定支援業務
プロポーザル審査委員会 委員長 宇野 慎一

I. 審査結果

最優秀提案者 株式会社アテナ

II. 審査委員会の構成

役職	団体名等	氏名
委員長	隠岐の島町 総務課 課長	宇野 慎一
副委員長	隠岐の島町社会福祉協議会 事務局長	村上 勝
委員	隠岐保健所 総務保健部長	加藤 幸子
委員	隠岐の島町 保健福祉課 課長	野津 千秋
委員	隠岐の島町 保健福祉課(住民福祉) 課長	広江 和彦

III. 審査経過

以下の日程でプロポーザルを実施しました。

募集の公告	令和7年6月2日(月)
参加表明書の受付	令和7年6月2日(月)～令和7年6月16日(月)
参加資格審査合否(通知)	令和7年6月17日(火)
業務提案書の受付	令和7年6月17日(火)～令和7年6月27日(金)
業務提案審査(ヒアリング)	令和7年7月2日(水)
結果の通知(発送予定)	令和7年7月8日(火)

IV. 審査結果

1. 一次審査（資格審査・書類審査）

（1）参加表明者

参加表明書の提出者 1 者

（2）参加資格確認

1 者から提出された参加表明書等について事務局において以下の参加資格要件及び適格要件を満たしているか内容を確認した。

次に掲げる条件をすべて満たしている事業者であること。

1. 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
2. 島根県内に本社(本店)、支社(支店)または営業所を有する者であること。
3. 業務提案書の提出期限において、本町の指名停止期間中でないこと。
4. 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの申し立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）であること。
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
6. 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
7. プロポーザルに参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
 - ① 親会社と子会社の関係
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - ③ 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - ④ 前3号と同視し得る資本関係又は人的関係
8. 過去10年以内（平成27年4月1日から令和7年3月31日の間）に島根県内の市町村において、官公署発注の保健・福祉に関する計画策定業務の委託完了実績を複数有するものであること。
9. 予定技術者（管理又は担当）が過去10年以内（平成27年4月1日から令和7年3月31日の間）において、官公庁発注の保健・福祉に関する計画策定業務に従事した実績を有するものであること。

（3）参加資格の結果

参加資格要件等を確認した結果、業務提案書提出者を以下の1社とした。

業務提案書提出者：株式会社アテナ

2. 二次審査（業務提案書審査、プレゼン等）

（1）業務提案審査（主観的評価及びプレゼンテーション・ヒアリング）

提出された業務提案書を確認し、20 分間のプレゼンテーションを求め、その後 10 分間程度の質疑応答を行った。委員は提案内容について理解を深めるとともに、以下の評価項目に基づき提案者の審査を行った。

審査項目と配点割合は、次のとおりで行った。

(2)業務提案審査結果

プレゼンテーション・ヒアリング後、審査を行った結果以下のとおりとなった。

順位	企業名	評価点
1 位	株式会社アテナ	66.6